

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 桜の丘
重 要 事 項 説 明 書

あなたに対する指定介護老人福祉施設利用サービス提供開始にあたり、指定介護老人福祉施設運営基準第4条および当施設運営規程第7条に基づいて当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 桜園（昭和37年12月26日設立）
法人所在地	福岡県筑後市大字西牟田6365-3
法人種別	社会福祉法人
代表者名	植 田 清 一 郎
電話番号	0942-53-8342

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム 桜の丘
施設の所在地	福岡県筑後市大字西牟田6365-8
管理者名	近 藤 博 文
電話番号	0942-53-7747
FAX番号	0942-52-5711

3 ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		福岡県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 桜の丘 ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ・栄養マネジメント強化加算 ・療養食加算 ・初期加算 ・外泊時費用 ・看護体制加算（Ⅰ） ・看取り介護加算（Ⅰ） ・夜勤職員配置加算（Ⅰ） ・若年性認知症入所者受入加算 ・退所前訪問相談援助加算 ・退所後訪問相談援助加算 ・退所時相談援助加算 ・退所前連携加算 ・退所時情報提供加算 ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） ・介護職員等ベースアップ等支援加算 ・再入所時栄養連携加算 ・科学的介護推進体制加算（Ⅰ） ・安全対策体制加算 ・排せつ支援加算Ⅰ ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ） ・協力医療機関連携加算（Ⅰ）	H12年4月1日	福岡県 4072400114号	50人
	通所介護 デイサービスセンター 桜の丘 介護予防通所介護相当サービス デイサービスセンター 桜の丘	H12年4月1日	福岡県 4072400122 号	25人

居宅	短期入所生活介護 特別養護老人ホーム 桜の丘	H12年4月1日	福岡県 4072400114 号	20人
	予防短期入所生活介護 特別養護老人ホーム 桜の丘	H18年4月1日		
	グループホーム さくらそう	H23年4月1日	筑後市 4092400078 号	18人
	住宅型有料老人ホーム さくらそう	R5年2月1日	福岡県	9名

4 事業の目的および運営方針

1. 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練等、健康管理および療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。
2. 施設は、入居者の意思および人格を尊重し、常に入居者その者の立場に立って介護福祉施設サービスの提供に努めます。
3. 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「市町村」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

5 施設の概要（特別養護老人ホーム 桜の丘）

（1）敷地・建物

敷	地	3521.66㎡
建	構造	鉄筋コンクリート造り 2階建て（耐火構造建築）
	延べ床面積	2632.52㎡
	利用定員	50名

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
1人部屋	6室	85.80㎡	14.30㎡
2人部屋	2室	50.84㎡	12.71㎡
4人部屋	10室	450.80㎡	11.27㎡

※指定基準は、居室1人当たり 10.65㎡

(3) 主な設備

主な設備	数	面積	1人あたりの面積
食堂	1室	172.56㎡	3.45㎡
機能訓練室	1室	172.56㎡	3.45㎡
一般浴室	1室	38.50㎡	㎡
機械浴室	特殊浴槽	38.50㎡	㎡
医務室・静養室	各1室		
デイルーム	2箇所	計 211.06㎡	

6 職員体制

職員の職種	員数	事業者の指定基準	保有資格
施設長	1	1	社会福祉主事
事務員	1以上	1	
生活相談員	1以上	1	社会福祉士 社会福祉主事など
介護職員	15以上	15	介護福祉士など
看護職員	2以上	2	(准)看護師
機能訓練指導員	1以上	1	(准)看護師 理学療法士 作業療法士など
介護支援専門員	1	1	介護支援専門員
医師	1		医師
管理栄養士	1	1	管理栄養士

7 職員の主な勤務体制

職 種	勤 務 体 制	休 暇
施設長	正規の勤務時間帯 8時30分～17時30分まで 常勤で勤務	4週8休
事務員	正規の勤務時間帯 8時30分～17時30分まで 常勤で勤務	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯 8時30分～17時30分まで 常勤で勤務	4週8休
介護職員 介助員	早出の勤務時間帯 6時00分～15時00分まで 7時00分～16時00分まで 正規の勤務時間帯 8時30分～17時30分まで 遅出の勤務時間帯 9時30分～18時30分まで 10時30分～19時30分まで 11時30分～20時30分まで 夜間の勤務時間帯 16時30分～9時00分まで 原則として職員1名当たりで、昼間は入居者3名、夜間は25名をお世話します。	(原則) 4週8休
看護職員	正規の勤務時間帯 8時15分～17時15分まで 遅出の勤務時間帯 9時30分～18時30分まで 原則として1日2名体制で勤務します。 看取り対応時については、夜間帯に交代で自宅待機を行い緊急時に備えます。	4週8休
機能訓練指導員	勤務時間帯 13:30～14:30 機能訓練指導日 週5日	4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯 8時30分～17時30分まで	4週8休
医師	勤務時間帯 9時00分～17時00分まで(内4時間) 非常勤で勤務 診察日 週2日	
管理栄養士	正規の勤務時間帯 8時30分～17時30分まで 常勤で勤務	4週8休

8 当施設が提供するサービスの概要

(1) 介護保険給付対象となるサービス（契約書第3条関連）

種 類	内 容
食事の提供 (栄養管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と入居者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床してホールで食べていただくよう配慮します。 (食事時間の目安) <p>朝 食 8:00～9:00 昼 食 12:00～13:00 おやつ 15:00 夕 食 18:00～19:00</p>
排 泄 【排せつ支援加算Ⅰ】	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立に向けて適切な援助を行います。 ・排泄障害のため、排泄介助を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合
入 浴 離床、着替え、整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。 (入浴日) (月曜日～日曜日) ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴を行います。 特殊浴槽 機械浴 1台 リフト浴 1台 ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週1回、寝具の消毒は年2回実施します。
質の高いケア 【看護体制加算(Ⅰ)】 【夜勤職員配置加算(Ⅰ)】 【若年性認知症 入所者受入加算】	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護度の高い入居者や、認知症の日常生活自立度が低い水準にある方に対して、質の高いケアを実施します。 ・介護福祉士の資格保有者を一定割合以上の配置しサービスを実施します。 ・常勤の看護師を配置します。 ・基準を上回る夜勤職員の配置を実施します。 ・若年性認知症患者を受け入れ、本人やそのご家族の希望を踏まえた介護サービスの提供を実施します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員（所有資格 正・准看護師・理学・作業療法士）に

<p>機能訓練</p>	<p>よる入居者の状態に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当施設の保有するリハビリ器具 <table border="0"> <tr> <td>歩行器</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>車椅子</td> <td>18台</td> </tr> <tr> <td>上肢交互器</td> <td>1機</td> </tr> <tr> <td>訓練用階段</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>マットプラットホーム</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>赤外線</td> <td>1台</td> </tr> </table>	歩行器	1台	車椅子	18台	上肢交互器	1機	訓練用階段	1台	マットプラットホーム	3台	赤外線	1台
歩行器	1台												
車椅子	18台												
上肢交互器	1機												
訓練用階段	1台												
マットプラットホーム	3台												
赤外線	1台												
<p>栄養管理</p> <p>【栄養マネジメント強化加算】</p> <p>【療養食加算】</p> <p>【再入所時栄養連携加算】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 常勤の管理栄養士を配置します。 常勤の管理栄養士が個々の入居者の栄養状態などから栄養ケア計画を作成し栄養ケアマネジメントを行います。 医師の発行する食事箋に基づき、糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食など適切な栄養管理で提供します。 低栄養リスクの高い入所者に対し、管理栄養士が食事状況の観察を行い低栄養状態を改善するために、多職種が協働して会議を行い計画作成し、栄養管理を行います。 再入所の際に医師が別に厚生労働大臣が定める特別食又は嚥下調整食を提供する必要性を認めた場合について、常勤の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し再入所後の栄養管理に関する調整を行います。 												
<p>【初期加算】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設入居または30日以上入院後の再入居の場合に、入居当日から30日間を初期加算として算定します。 												
<p>外泊時費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入居者が外泊や入院をされた期間について翌日より月6日間を限度に外泊時費用として算定します。 												
<p>健康管理</p> <p>【口腔衛生管理体制】</p> <p>【高齢者施設等感染対策向上加算】</p> <p>【協力医療機関連携加算】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当施設の配置医師により健康管理に努めます。 <table border="0"> <tr> <td>医師氏名</td> <td>宮原 俊彦</td> </tr> <tr> <td>医師の診察日</td> <td>月・金曜日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9時00分～17時00分まで（内4時間）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時など必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等と速やかに連携を取り対応します。 	医師氏名	宮原 俊彦	医師の診察日	月・金曜日		9時00分～17時00分まで（内4時間）						
医師氏名	宮原 俊彦												
医師の診察日	月・金曜日												
	9時00分～17時00分まで（内4時間）												

	<p>協力医療機関 植田病院</p> <p>住所 〒833-0053 福岡県筑後市大字西牟田 6359-3</p> <p>電話番号 0942-53-5161</p> <p>診療科目 内科、循環器科、消化器内科、 精神科、リハビリ科</p> <p>・介護職員が入居者に対して計画的な口腔ケアを行う事ができるよう、 歯科医師又は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介 護職員に対して、入居者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を受 けることで連携をとって援助します。</p> <p>協力歯科医療機関 いなとみ歯科クリニック</p>
<p>【看取り介護加算】</p>	<p>・施設の看取りに関する指針により、看取り介護を行います。</p>
<p>リスクマネージメント の強化 【安全対策体制加算】</p>	<p>一定の外部研修を受けた職員を安全対策担当者と定め事故防止または その再発のための措置を講じます。</p>
<p>科学的介護の推進 【科学的介護推進体制 加算】 【生産性向上推進体制 加算】</p>	<p>さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報につ いて、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られる フィードバックをもとに、PDCA によりケアの質を高めていく取組を 行っています。</p> <p>介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの活用をし、利用者の安全並び に介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討す るための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガ イドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、そのデータを厚生労 働省が指定するデータベースに提供します。</p>
<p>相談および援助 【退所前訪問 相談援助加算】 【退所後訪問 相談援助加算】 【退所時相談 援助加算】 【退所前連携加算】 【退所時情報 提供加算】</p>	<p>・当施設は入居者およびご家族からのいかなる相談についても誠意を もって応じ、可能な限り必要な助言その他の援助を行うよう努めます。</p> <p>相談窓口担当 生活相談員</p> <p>・退居前の訪問相談援助や退居時の相談援助および指定居宅介護支援 事業者の介護支援専門員との連携をとり、在宅での生活が円滑に行わ れるよう援助します。</p> <p>・医療機関へ入院や退居される際に、入院先での治療や入院生活が円 滑に行われるよう入院先の医療機関へ情報の提供等を行います。</p>

<p>社会生活上の便宜</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、必要な娯楽の機会を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・外部講師による活動 茶道 華道 お話しボランティア 活動によっては活動費用を本人に負担して頂く場合があります。 ・主なレクリエーション 年間の施設行事計画に沿って実施します。 誕生会・季節行事・運動会 レクリエーションによってはレクリエーション経費（材料代）を本人に負担していただく場合があります。 ・行政機関に対する手続が必要な場合には、入居者およびご家族の状況によっては代行いたします。
-----------------	--

(2) 介護保険給付対象外サービス（契約書第4条関連）

サービスの種別	内 容
居室の提供	<p>従来型個室または多床室のいずれかを提供します。居住費は別表に記載する通りです。</p> <p>※利用者の居住費は市町村が決定する段階通りとします。</p>
食事（食材料・調理）の提供	<p>・管理栄養士による食材の検収により、新鮮な食材を提供します。</p>
理美容	<p>・毎月1回、理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。</p> <p style="text-align: center;">理美容サービス （原則）毎月第3火曜日</p>
日常生活用品の購入代行	<p>・入居者にご家族又は、身元引受人が無い等、自ら日常生活用品の購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。</p> <p>・購入代金を添えて申し込まれた場合は、購入代金の受領預書を入居者に交付します。</p>
金 銭 管 理	<p>・自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。</p> <p>・管理する金銭等は指定する金融機関の預貯金通帳に預け入れられているものを施設で管理します。</p> <p>・お預かりするものは、預貯金通帳と印鑑（原則として一つ）</p> <p>・通帳と印鑑は安全のためそれぞれ別個の金庫に厳重保管します。</p> <p>・施設が責任をもって通帳と印鑑を管理します。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金の出納方法は、従来通りです。 ・金銭管理費用は月額 1200 円です。月途中の開始終了の場合 は日割り計算とします。
--	---

9 利用料

(1) 法定給付（契約書第7条1項関連）

区 分	入居者が当事業者にお支払いいただく利用料
法定代理受領の場合 〔事業者が直接介護保険から利 用料の支払いを受ける場合〕	別表に記載する通りです。 介護報酬の告示上の額（介護負担割合証に準ずる割合）
法定代理受領できない場合 （上記を除く場合）	介護報酬の告示上の額 （施設介護サービス費の基準額に同じ）

(2) 法定外給付（契約書第7条2項関連）

区 分	利 用 料
居室の提供	別表に記載する通りです。 入居者の居住費は市町村が決定する段階どおりとします。
食事の提供	別表に記載する通りです。 入居者の食費は市町村が決定する段階どおりとします。
理美容サービス	入居契約時に配布する料金表チラシおよび施設内に掲示する料金 表に準じます。
クリーニング代 （外部委託）	指定の洗濯物以外は別途料金がかかります。
金銭管理サービス	基本サービス料 1200円/月・・・業務管理費 通帳・年金証書・預り金等の管理

(3) 利用者の選定により提供するもの（契約書第4条関連）

区 分	利 用 料
特別な食事・寝具・衣類等	・特に希望されて要した費用の実費
日常生活に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション費用（材料費） ・インフルエンザ、肺炎球菌予防接種に係る費用 ・個人専用の日用品費（歯ブラシ・ティッシュ等）

1 0 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人清友会 植田病院
院長名	植 田 清 一 郎
所在地	福岡県筑後市大字西牟田 6 3 5 9 - 3
電話番号	0 9 4 2 - 5 3 - 5 1 6 1
診療科目	内科、循環器科、消化器内科、精神科、リハビリ科
入院設備	ベッド数 内科 4 1 床 神経・精神科 1 8 0 床
救急指定の有無	無
契約の概要	利用者の健康管理及び、病状急変（軽微）における診療

医療機関の名称	地方独立行政法人 筑後市立病院
院長名	高 森 信 三
所在地	福岡県筑後市大字和泉 917-1
電話番号	0 9 4 2 - 5 3 - 7 5 1 1
診療科目	内科、呼吸器科、消化器内科、神経内科、泌尿器科等
入院設備	病床数 233 床（一般病床 231、感染病床 2 床）
救急指定の有無	有り
契約の概要	利用者の健康管理及び、病状急変時における診療

1 1 協力歯科医療機関

歯科医療機関の名称	いなとみ歯科クリニック
院長名	稲 富 智 彦
所在地	福岡県八女郡広川町新代 1389-588
電話番号	0942-32-5123

1 2 協力皮膚科医療機関

皮膚科医療機関の名称	川村皮膚科形成外科医院
院長名	川 村 光 二
所在地	福岡県筑後市山ノ井 1 0 7 5 - 3
電話番号	0 9 4 2 - 5 3 - 3 0 5 1

1 3 やむを得ず身体拘束を行う場合の適正手続（契約書第9条4項関連）

当事業者は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、入居者または他の入居者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には例外的に、適正な手続をふまえた上で身体を拘束する場合があります。

1 4 事故発生時の対応

入居者に対して、事業者の提供するサービスにより事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の代理人や家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。かつ、事業者の責に帰すべき事由による場合は速やかに損害賠償を致します。

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「当施設消防計画」に沿って対応します。			
近隣との協力関係	地域の消防団との協力連携を図り、非常時には相互の応援を仰ぎます。また、施設と消防とは非常通報装置により非常連絡が行える体制を図っています。			
平常時の避難訓練 および防災設備	別途定める当施設の消防計画に則り年 2回 、避難訓練を利用者の方も参加して実施します。			
	スプリンクラー	有り	防火扉・シャッター	3箇所
	非常階段	3箇所	屋内消火栓	なし
	自動火災探知機	有り	非常通報装置	有り
	誘導灯	35箇所	漏電火災報知機	有り
	ガス漏れ報知器	有り	非常用電源	有り
	消火器	19個		
	カーテン・布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日 令和5年4月1日 防火管理者 氏名 山口 成樹 職名 生活相談員（デイサービス）			

16 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	<p>(面会時間：8：30～20：00)</p> <p>ただし、17：30～翌8：30までは玄関を施錠致しますので、その間は玄関横のインターホンを押して下さい。</p> <p>来訪者は、面会時間を遵守され、必ず面会簿の記入をして下さい。</p> <p>来訪者が宿泊される場合には事前に申し入れをされ必ず許可を得て下さい。</p> <p>※時期によっては感染予防及び感染拡大防止の為、面会制限をさせていただきます場合がございます。</p>
外出・外泊	<p>外出・外泊の際には必ず行き先と帰所時間を職員に届け出てください。併せて、食事の要・不要もお知らせ下さい。</p>
嘱託医師以外の医療機関への受診および入院	<p>緊急時の受診及び初診は、施設職員が付き添いますが、慢性疾患の通院等および入院については、原則としてご家族対応とさせていただきます。</p>
居室・設備・器具のご利用	<p>施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合があります。</p>
喫煙	<p>決められた場所でのみ喫煙できます。</p>
迷惑行為等	<p>騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。(自傷、他害なども含みます) また、むやみに他の利用者の居室等への立ち入りも併せてご遠慮願います。</p>
物品等のやりとり	<p>原則として、入居者間での物品等(食べ物を含む)のやり取りは事故防止のためお断りしております。</p>
エレベーターの使用	<p>原則として、危険防止のためお一人でのご利用はご遠慮下さい。自己管理可能な方は、利用される時に職員までお知らせ下さい。</p>
電気製品等の持ち込み	<p>電気製品の持ち込みは事前に申請を行うものとします。</p>
アレルギー等について	<p>ご利用の際には、食べ物・花粉・薬剤・繊維等のアレルギーがお有りの方は事前にお知らせ下さい。</p>
所持品の管理	<p>所持品には全てご記名の上、居室に備え付けのロッカーおよび1F私物庫をご利用下さい。</p> <p>衣類交換はご家族にて季節毎にお願い致します。</p>
貴重金品の管理	<p>施設の複数の金庫にて、現金・預貯金通帳・年金証書・貴重品・印鑑、各種保険証等を別々にお預かりします。</p>

宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動および営利活動はご遠慮ください。
動物の飼育	施設内でのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

1.7 個人情報の適切な取扱いに関する事項（契約書第10条関連）

平成17年4月1日施行の個人情報保護法令の趣旨に則り、契約書に添付した「個人情報の適切な取扱いに関する書面」記載の通りに行います。

1.8 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
② なし			

1.9 苦情等申出先（契約書第25条関連）

当施設における苦情の受付

当施設ご利用相談室	窓口担当者	中島 研二	苦情解決責任者	近藤 博文
	第3者委員	西坂ヨシエ	江頭 豊年	
	ご利用時間	毎日	8:30~17:30	
	ご利用方法	電話	0942-53-7747	
		面接	相談室	
	苦情箱設置	施設内に設置 (場所 1階玄関横、エレベーター内)		

行政機関その他の苦情受付機関

1	筑後市高齢者支援課 介護保険担当	所在地	筑後市大字山ノ井898番地
		電話番号	0942-53-4115
		受付時間	8:30~17:00
2	筑後市地域包括 支援センター	所在地	筑後市大字山ノ井898番地
		電話番号	0942-53-4111
		受付時間	8:30~17:00

3	国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室	所在地 電話番号 受付時間	福岡市博多区吉塚本町13-47 092-642-7859 8:30~17:00
4	福岡県運営適正化委員会 (福岡県社会福祉協議会内)	所在地 電話番号 ファクシミリ 受付時間	春日市原町3丁目1番地7 092-915-3511 092-915-3512 8:30~17:00

各市区町村行政機関

1	八女市 介護長寿課 介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	八女市本町647番地 0943-23-1353 8:30~17:00
2	久留米市 健康福祉部 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	久留米市城南町15番地3 0942-30-9036 8:30~17:00
3	みやま市 保健福祉部 介護支援課	所在地 電話番号 受付時間	みやま市瀬高町小川5番地 0944-64-1555 8:30~17:00
4	広域連合 柳川・大木・広川支部	所在地 電話番号 受付時間	柳川市三橋町正行431番地 (柳川市役所三橋庁舎内) 0944-75-6301 8:30~17:00

私は、本書面に基づいて当施設職員（職名 生活相談員 氏名 ）から
重要事項および運営規定の説明を受けたことを確認し、また説明内容について同意します。

年 月 日

契約者 千
住 所 _____
氏 名 _____ 印

契約者の署名代行者

千
住 所 _____
氏 名 _____ 印
TEL _____ 携帯 _____
続柄 ()

身元引受人、代理人、成年後見人等、家族（該当するすべてに○印）

千
住 所 _____
氏 名 _____ 印
TEL _____ 携帯 _____
続柄 ()

事業者

〒833-0053

住 所 筑後市大字西牟田 6365-3

事業者名 社会福祉法人 桜園

代表者名 理事長 植田 清一郎 印